

法人ファンドレイジング-COMPASS 利用規約

コネクティブ合同会社／第 2.1 版

第 1 条（目的と適用）

本規約は、コネクティブ合同会社（以下「当社」）が提供する「法人ファンドレイジング-COMPASS」（以下「本サービス」）について、当社と申込者との間の契約の条件を定めるものです。申込者は、本規約に同意したうえで本サービスを申し込むものとします。

第 2 条（用語）

本規約で使う用語の意味は、次のとおりとします。

- （1）「申込者」：本サービスを申し込み、料金を払う法人・団体
- （2）「受診団体」：申込書に記載された、診断・伴走を受ける団体。申込者自身が受診団体である場合を含みます
- （3）「申込書」：当社所定の申込書。申込者と受診団体を分けて記載します
- （4）「団体情報」：本サービスのために、受診団体から直接または申込者を通じて当社が受け取る情報（財務、組織、寄付・協賛をいただいた企業、ヒアリングの内容等）と、当社がこれをもとに作成した情報
- （5）「成果物」：診断レポート、伴走の記録、実施報告書その他当社が本サービスで納品するもの

第 3 条（受診団体）

1. 受診団体は、法人格のある団体（特定非営利活動法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、社会福祉法人等）とします。
2. 申込者が自らと異なる受診団体のために申し込むときは、申込者は、申し込みの前または申し込みと同時に、本サービスを受けること、成果物が申込者にも渡ることおよび当社が受診団体の窓口の方に連絡することを受診団体に知らせ、窓口の方の連絡先を当社に知らせるものとします。当社は、受診団体に「受診団体の皆さまへのご案内」を送り、本規約の内容をお知らせします。

第 4 条（申し込みと契約の成立）

1. 申込者は、申込書に必要な事項を記入し、署名または記名のうえ、PDF または電子契約サービスで当社に送るものとします。
2. 契約は、当社が申込者に受付のメールを送った時に成立します。

3. 伴走を後から加えるとき、および伴走の 4 か月目以降を続けるときは、追加の申込書で申し込むものとします。

4. 申込者が、申込書に代えて申込者の様式の契約書（業務委託契約書等）で契約することを求めるときは、当社はこれに応じます。この場合、本規約をその契約書の別紙として添え、契約は、申込者と当社がその契約書に署名または記名押印した時に成立します。その契約書に定めのない事項は本規約により、その契約書と本規約の定めが異なるときは、その契約書の定めによります。ただし、受診団体のための定め（第 8 条第 1 項および第 10 条から第 14 条まで）は、受診団体に不利には変わらないものとします。

第 5 条（サービスの内容）

1. 本サービスの内容は、別表のとおりとします。

2. 伴走は、診断を受けた受診団体に、3 か月を原則として行います。4 か月目以降は、申込者と当社の相談により続けることができます。

3. 本サービスは、オンラインで行います。申込者の求めにより訪問するときの交通費は、申込者の事前の了承を得て、実費を申し受けます。

第 6 条（料金）

料金は、診断が受診団体 1 団体につき 30,000 円、伴走が受診団体 1 団体につき月 50,000 円とし、別に消費税を申し受けます。

第 7 条（請求と支払い）

1. 料金は後払いとします。診断は診断レポートを納品した月の末日で、伴走は毎月末日で締め、当社が請求書を申込者に送り、申込者は翌月末日までに当社の指定する口座に振り込むものとします。振込手数料は申込者の負担とします。

2. 当社は、請求書に受診団体の名称、業務の内容および実施期間を記載し、実施報告書を添えます。請求書の宛名と但し書きは、申込書の指定に合わせます。

3. 申込者が、事業年度・助成期間その他の事情により期日までに支払いを終える必要があるときは、当社は、申込者の求めに応じて締め日を早めて請求します。

第 8 条（成果物の受け渡し）

1. 当社は、診断レポートの完成版の全文を、申込者と受診団体の両方に、同じものでお渡しします。

2. 当社は、受診団体ごとに、診断の後および伴走の毎月、実施報告書を申込者に提出します。

3. 成果物は、電子メールで送ります。

第 9 条（受診団体の協力）

1. 受診団体は、当社所定の回答シートの提出とヒアリングに協力するものとします。
2. 寄付者・受益者の情報は、個人の氏名等ではなく、法人名・業種・金額の帯など個人が分からない形でお知らせいただきます。

第 10 条（団体情報と秘密の扱い）

1. 当社は、団体情報を本サービスのためにだけ使い、申込者と受診団体のほかには開示しません。
2. 申込者は、成果物と団体情報を、受診団体の組織基盤を強める支援、自団体の事業の運営および助成元への報告のために使い、受診団体の了承なく、受診団体が特定できる形で公表しません。
3. 申込者は、助成元（休眠預金等交付金の場合は一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」）を含みます）、監査人および自団体の役職員に、前項の目的に必要な範囲で開示できます。この場合、申込者は開示先に本条と同じ義務を守らせます。
4. 当社と申込者は、本サービスを通じて知った相手方の業務上・組織上の情報（団体情報を含みます）を、相手方の了承なく第三者に開示しません。ただし、公知の情報、正当に第三者から得た情報、独自に作成した情報、および法令や裁判所の命令で開示を求められた情報（事前に相手方に知らせます）は除きます。
5. 本条は、契約の終了後 5 年間効力を有します。

第 11 条（個人情報）

1. 当社と申込者は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）その他の法令を守ります。
2. 当社が本サービスで受け取る個人情報は、申込者と受診団体の窓口の方の氏名、連絡先および役職とします。当社は、寄付者・受益者の個人情報を受け取らず、誤って受け取ったときは記録に残さず削除します。
3. 成果物では、受診団体の役職員を氏名ではなく役職で記載します。
4. 申込者が受診団体の窓口の方の連絡先を当社に知らせるのは、申込者が当社に委託する本サービスのために行うものとし、当社はこれを本サービスの連絡のためにだけ使い、安全に管理します。
5. 当社は、団体情報または個人情報の漏えい等が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、速やかに申込者と受診団体に知らせ、必要な措置をとります。
6. 当社は、個人情報を当社のプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第 12 条（AI の利用）

1. 当社は、団体情報の分析と成果物の作成に、生成 AI のクラウドサービス（Anthropic 社の Claude 等）を、入力した情報を AI の学習に使わない設定または契約条件で使います。
2. 当社は、AI に入力する前に、団体名、企業名その他の固有名を、必要に応じて業種・規模等に置き換えます。
3. AI が出力した内容は当社の担当者が確認し、成果物の内容には当社が責任を負います。
4. 前各項による AI のクラウドサービスの利用は、第 17 条の再委託にあたりません。

第 13 条（保存と削除）

1. 当社は、受診団体から受け取った資料とヒアリングの記録を、その受診団体の本サービスが終わった日から 1 年を経過した後、速やかに削除します。受診団体から求めがあったときは、その時点で返却または削除します。
2. 前項にかかわらず、当社は、申込書、請求書、実施報告書および成果物を、法令または第 16 条で定める期間、保存します。

第 14 条（集計と事例での利用）

1. 当社は、受診団体の名称と個人が分からない形に加工した診断の結果を、本サービスの改善と集計に使うことがあります。
2. 当社が受診団体の取組を事例として社外に紹介するときは、その都度、受診団体の了承をメールで得ます。

第 15 条（成果物の権利）

1. 成果物の著作権は当社に帰属します。当社が本サービスの前から有する診断の枠組み（9 軸 39 項目の評価基準を含みます）、様式およびノウハウも同様とします。
2. 受診団体は、診断レポートを、自団体の運営と、寄付者・助成元・行政等への説明のために、期間の定めなく自由に使えます。
3. 申込者は、成果物を第 10 条第 2 項の目的で使えます。
4. 申込者と受診団体は、成果物を有償で第三者に提供しません。

第 16 条（助成金で払う場合）

申込者が、休眠預金等交付金その他の助成金で料金を払うときは、申込書の「助成金で払う場合」の欄に、助成事業の名称、助成元、事業年度および助成期間の末日を記入するものとします。この場合、次の各号を適用します。

(1) 当社は、請求書と実施報告書に、実施日、実施の内容、形式および時間（実施業務の明細）を記載します

(2) 当社は、助成期間の末日の後の支払いが、助成元の定める精算の期限までに終わるよう、第 7 条第 3 項により請求します

(3) 当社は、申込者が助成元から報告、資料の提出または検査を求められたときは、本サービスの範囲で協力します。団体情報の提出は、第 10 条の範囲または法令もしくは助成元との契約で求められる範囲とします

(4) 当社は、申込書、請求書、実施報告書および成果物を、助成事業が完了した日の属する事業年度の終了後 5 年間保存します

(5) 当社は、当社の役員が申込者および受診団体の役員を兼ねていないことを表明します。利益相反のおそれが生じたときは、速やかに申込者に知らせ、対応を相談します

第 17 条（再委託）

当社は、本サービスの全部または一部を、申込者の事前の了承なく第三者に再委託しません。了承を得て再委託するときは、再委託先に本規約と同じ義務を負わせ、その行為に責任を負います。

第 18 条（取消しと中途解約）

1. 申込者は、当社に電子メールで知らせることにより、受診団体ごとに申し込みを取り消し、または伴走を途中で終えることができます。

2. この場合の料金は、次のとおりとします。

(1) 診断：回答シートの受領前は 0 円、受領後で診断レポートの納品前は診断の料金の 50%、納品後は全額

(2) 伴走：知らせを受けた日の属する月の分まで

第 19 条（損害賠償）

当社または申込者は、本規約に反して相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、故意または重大な過失による場合を除き、当社の賠償の額は、損害の原因となった受診団体について申込者が当社に払った料金の額を上限とします。

第 20 条（解除）

当社または申込者は、相手方が次のいずれかにあたるときは、催告なく契約を解除できます。

- （1）本規約に違反し、相当の期間を定めて催告しても是正しないとき
- （2）支払いの停止があったとき、または破産・民事再生等の手続の申立てがあったとき
- （3）第 21 条に違反したとき

第 21 条（反社会的勢力の排除）

当社と申込者は、自らとその役員が反社会的勢力に該当しないこと、および反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し、将来にわたって確約します。

第 22 条（規約の変更）

当社は、本規約を変更するときは、変更後の内容と効力が生じる日を、その日の前に当社のウェブサイトで見せつけます。すでに成立した契約には、申込者が了承した場合を除き、申し込みの時点の規約を適用します。

第 23 条（準拠法と管轄）

本規約は日本法に準拠します。本サービスに関する紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は、本サービスのサービスページに掲載した日から適用します。

別表 サービスの内容と料金

区分	内容	受診団体に渡すもの	申込者に渡すもの	料金（税別）
診断	9 軸 39 項目の回答シートとヒアリングをもとに、法人からの寄付・協賛を得る力を診断する。オンラインの報告会で結果を説明する	診断レポートの完成版の全文（項目別スコアと改善アクションを含む）	受診団体と同じ診断レポートの全文、実施報告書	1 団体 30,000 円
伴走	診断の結果をもとに、月 2 回・各 60 分のオンライン面談、提案書等の添削、メールでの相談を行う。3 か月が原則。4 か月目以降は相談	各回の記録（話したこと、次までにやること）、最終月に取組のまとめ	月ごとの実施報告書、最終月に取組のまとめ	1 団体 月 50,000 円
交通費	申込者の求めで訪問するとき	—	—	実費